

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 市立小・中学校の校則は子ども参画で見直しを

質問要旨

まず初めに生徒指導提要(平成22年3月文部科学省)には「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められて」いるものを校則と定義づけられており、小学校での「学校のきまり」や「生活のきまり」、中学校での「校則」や「生徒心得」などを含むとされていることから、それらを含めて以降校則といいます。

昨今、小・中学校や高等学校の不合理と思われる校則等について、弁護士会や市民団体により提言や要望書が各自治体の教育委員会に届けられています。また、昨年の東京都議会定例会でも校則について取り上げられ問題提起されています。熊本県熊本市教育委員会では不合理な校則の見直しにつなげるためにと、市立の小・中・高の校則制定・変更に関し児童・生徒の参画を義務化とする学校の管理運営に関する規則を改正しました。また校則に関するガイドラインも同時に策定しています。

文部科学省は今年の6月に校則が子どもの実情や社会常識などに合った内容になっているか絶えず見直すよう求める通知を全国の教育委員会に出しています。通知では、校則が「学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるもの」であるとした上で「校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要」と指摘しています。

市立小・中学校に通う児童・生徒が自分たちのこととして校則を捉えられるよう以下質問をします。

1. 文部科学省から「校則の見直し等に関する取組事例について」が通知されたことにより、市立小・中学校ではどのように対応をしていますか。
2. 各市立小・中学校の校則は、いつ、誰によって定められたのですか？
3. 各市立小・中学校の校則の見直しはこれまで行われてきましたか。
4. 各市立小・中学校の校則はジェンダーの視点に配慮されていますか。
5. 各市立小・中学校の校則の見直しについて、児童・生徒や保護者との意見交換は行われていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2021年11月18日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山崎 とも子

受付番号【 】

| | | | |
|----|----|----|----|
| 26 | 25 | 24 | 23 |
| | | | |

-(/)